

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	[アバディーン・スタンダード・ファンド・セレクション]海外高格付け債ファンドBコース(為替ヘッジなし)
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券
4. 商品属性	
当初設定日	1998年11月20日
信託期間	無期限
クローズド期間	なし
主要投資対象	FS海外高格付け債マザーファンド(マザーファンドは、先進主要国(除く日本)の国債をはじめとした各種投資適格債を主要投資対象とします。)
運用方針	当ファンドは、親投資信託であるFS海外高格付け債マザーファンドへの投資を通じて、先進主要国(日本を除く)の国債をはじめとした各種投資適格債(「BBB-/Baa3」格以上の債券)に分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主な投資制限	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス(除く日本)[円ベース]
決算日	原則として毎年6月10日および12月10日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時(原則として毎年6月10日および12月10日)に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。
償還条項	委託者は、信託契約の一部を解約することにより、「Aコース」と「Bコース」を合計した残存口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、所定の手続きにしたがい、この信託を終了させることができます。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年1.375%(税抜年1.25%) (内訳:委託会社0.66%(税抜0.60%)、販売会社0.66%(税抜0.60%)、受託会社0.055%(税抜0.05%))
信託財産留保額	売却約定日の基準価額に0.15%を乗じた額
その他費用	次の費用については信託財産の中から支弁されます。 ● 信託報酬に係る消費税等相当額 ● 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等目的として資金借入れを行った場合の当該借入金の利息 ● 信託財産に関する租税 ● 信託事務の処理に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息 ● 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(含む消費税等相当額) (上限:年間110万円(税抜100万円)) ● 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ● 売買委託手数料にかかる消費税等相当額 ● デリバティブ取引等に要する費用 ● 外貨建資産の保管等に要する費用

(運営管理機関) りそな銀行

項目	内容
8. お申込み不可日等	販売会社の営業日であっても、ロンドンまたはニューヨークの証券取引所または銀行が休業日の場合には、取得および換金の申込みの受付は行いません。証券取引所における取引の停止その他のやむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、お取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な変動要因等	<ul style="list-style-type: none"> ● ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。
金利変動リスク	債券および債券先物の価格は金利変動の影響を大きく受けます。投資している債券市場の金利が上昇した場合、実質的に組入れている当該市場の債券の価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	債券の発行体は債券の保有者に対し、予め決められた期日にクーポンと償還金を支払う義務を負いますが、発行体が財政難や経営不振などの理由から、この義務を履行できなくなることがあります。この債務不履行の状態を「デフォルト」といいます。一般に、債券の発行体にデフォルトが発生した場合、またはデフォルトが予想される場合あるいは外部評価の変化等により、当該債券の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	実質外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行いません。したがって、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面では当ファンドの基準価額が大幅に下落する可能性があります。
流動性リスク	市場規模や取引量が少ない場合、組入れ銘柄を売却する際に、市場実勢から期待できる価格で取引できない場合があります、その場合には当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
12. セーフティーネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	$\text{解約価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額} \times \text{保有口数}$ <p>※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p>
14. 委託会社	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社(信託財産の運用指図等を行います。なお、マザーファンドの運用にあたっては、原則として、アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッドおよびアバディーン・アセット・マネジメント・インクにそれぞれ運用指図に関する権限の一部を委託します。)
15. 受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの信託財産の保管、管理業務を行います。) (再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

(運営管理機関) りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。